

## 2023年8月25日所長会見 所感

- 福島第一原子力発電所の事故により、今もなお、大変多くの皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、また、「核物質防護事案」や「安全対策工事の一部未完了」につきまして、地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに、大変なご不安・ご不信を抱かせておりますことについて、深くお詫び申し上げます。
- また、福島第一原子力発電所においては、昨日よりALPS処理水の海洋放出を開始いたしました。これは、長期にわたる持続的な取組であり、放出期間を通じ、「風評を生じさせない」との強い覚悟を持ち、全社一丸となって対応にあたっております。
- 本日は、私から大きく2点お話しさせていただきます。
- 1点目は、核物質防護に関する追加検査の対応状況についてです。お手元の資料の1ページ目をご覧ください。
- 4つの課題については、有効性を確認したものから、順次、原子力規制庁へ報告を行う方針としています。
- 1つ目の「正常な監視の実現」については、先月実動訓練を実施し、今月も防護直員各班での要素訓練を継続的に行っており、改善を進めながら有効性評価を実施しているところです。
- 3つ目の「変更管理の運用の徹底」については、関連するマニュアルの改訂や、その実効性、利便性を高めるための事例集、教育資料などを作成し、運用を行ってきました。

- こうした仕組みが、適切に運用できていることを当社として確認したことから、「変更管理」については、8月22日に原子力規制庁へ是正処置が整ったことを報告し、今後規制庁による検査を受ける予定です。
- 引き続き、残りの3項目について有効性評価を進めてまいります。
- 一方で、先にお知らせした通り、今年6月に核物質防護用の照明設備の一部が不点灯であった事案を確認しました。本事案について、8月23日の原子力規制委員会において、安全上の重要度の暫定評価として「緑」判定が示されております。
- これは、照明設備の設置後に現場での点灯確認を行わなかったことや、新設されたことを巡視する見張人に知らせていなかったことが原因と考えております。
- 設備を追設した当時は、運用開始までの詳細手順を定めている時期でありました。現在は、設備の新規設置や改造時に必要となる情報共有を全ての案件に対して行うよう、マニュアル等に反映しており、それらに沿ってしっかりと対応してまいります。
- 現在進めている改善措置の取組を一過性のものとせず、一つひとつ継続していくことが重要と考えており、核セキュリティ文化も含めた改善をしっかりと進めてまいります。

- 2点目は6号機に関する工事状況について、いくつかお知らせいたします。
- 6号機は7号機とともに2013年9月に新規制基準適合申請を行い、7号機については2020年10月に設計及び工事計画の認可をいただいております。
- 発電所の安全性をより一層高めていく観点から、7号機での経験も踏まえて、6号機の設計及び工事計画認可の補正申請を行い、安全対策工事を進めてまいりたいと考えております。
- 現在、工事計画等の申請書類をとりまとめているところであり、準備が整い次第、9月上旬にも申請を行う予定です。申請の際には あらためてお知らせさせていただきます。
- 続いて、6号機大物搬入建屋の解体工事についてです。  
お手元の資料をご覧ください。
- 資料の1ページ目にあるように、建屋の解体にあたっては、一度掘った箇所を埋め戻した上で、建屋を解体し、その後、杭の撤去を行う予定です。
- 2ページ目をご覧ください。  
杭の撤去については、人身安全確保を最優先に考え、ケーシングチューブという筒型の機械を回転させながら地中に入れていき、孔の壁面を保護しながら、ケーシングチューブ内の杭や地盤改良体を撤去する工法で行います。

- なお、杭頭部での損傷が最も大きかったNO. 8の杭については、ケーシングチューブによる掘削後、杭の下部の状況をカメラ撮影等で記録を行うことを検討しております。
- 大物搬入建屋の解体工事については、安全最優先で進め、具体的な詳細設計等が固まった段階で、あらためて設計及び工事計画認可を申請する予定です。
- 最後に、6号機の消火設備配管における溶接不良箇所への再施工についてです。お手元の資料の1ページ目をご覧ください。
- 本件は、2021年7月30日にお知らせをした、固定式消火設備に関する申告案件の対応状況です。
- 2021年12月24日に、7号機の調査結果と株式会社東京エネシスによる原因と再発防止対策、当社としての対応についてお知らせをし、7号機については、昨年6月までに再施工を実施しております。
- 2ページ目をご覧ください。  
6号機の溶接施工箇所は合計で3,204箇所あります。  
そのうち、7号機でバックシールド工法を実施しておらず、全数再施工としたA社の溶接施工箇所については、6号機も同様に全数再施工いたします。
- B, E, G, H社の全ての溶接箇所を調査した結果、852箇所の施工不良を確認しました。これらは7号機と同様に、各社ともにバックシールド工法を実施していたものの、エネシスから具体的な指示を受けておらず、酸素濃度管理が不十分であったことが原因です。

- 今後、全数再施工としたA社分と合わせて、合計 2,103 箇所について再施工いたします。
- 再施工にあたっては、7号機同様、3ページ目以降に再掲している、2021年12月にお知らせしたエネシスにおける再発防止対策と、当社としての再発防止対策に基づき対応してまいります。
- 以前お伝えした通り、本件は、一義的には、溶接施工のプロセス管理ができていなかった、元請会社であるエネシスの責任と考えております。現在も当社グループ大でやむをえないものを除き発注停止措置を継続しているところです。
- 引き続き当社としても、原子力発電所を安全に運営・管理する観点から、施工手順の妥当性などを直接確認することや、元請会社が現場で正しく施工管理を行っているかを抜き取りで確認するなど、原子力事業者としての責任を果たしてまいります。
- 私からは以上です。